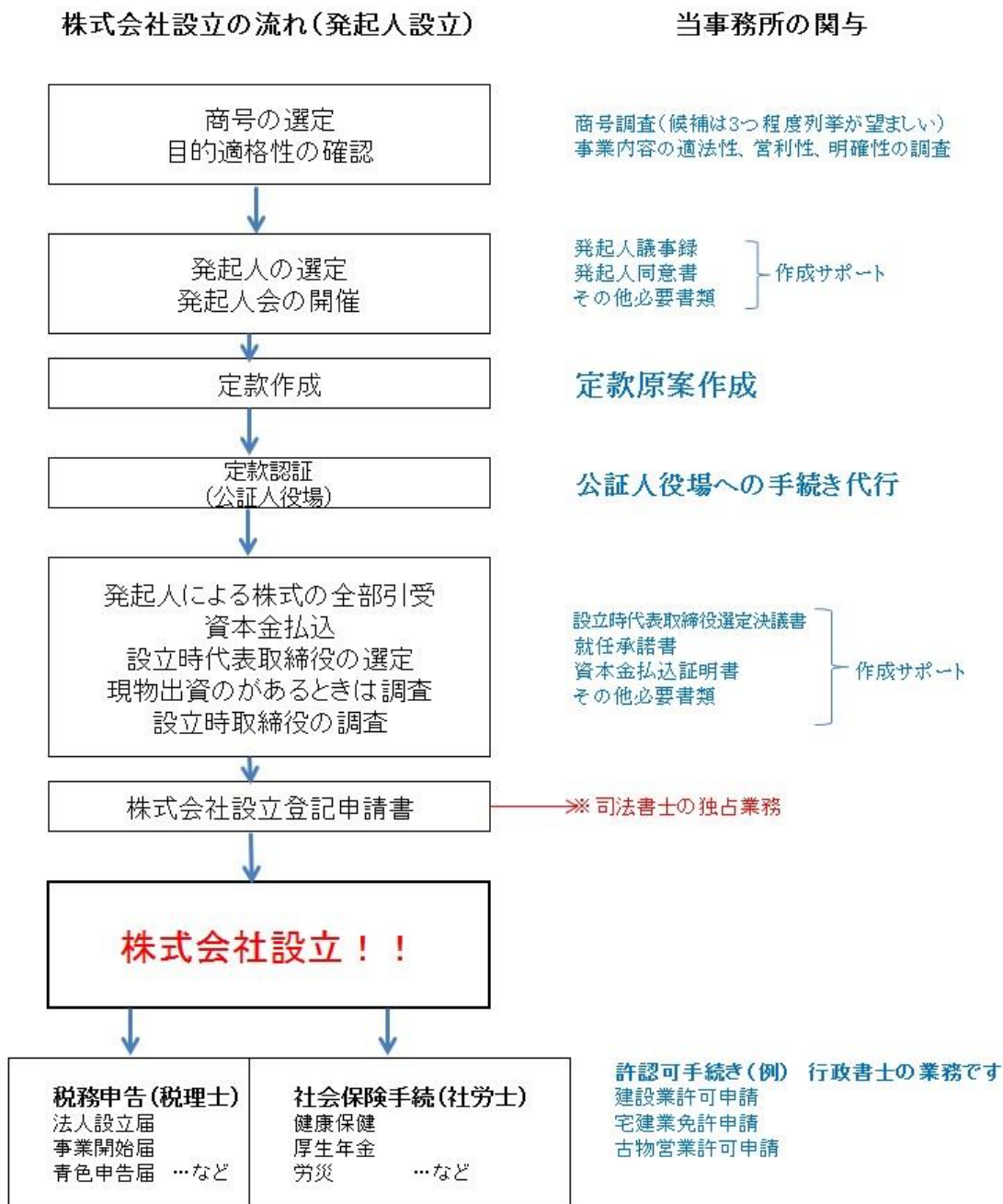


株式会社設立の概要

日本に存在する企業は 270 万社存在し、そのうち約 98%が資本金 3 億円以下かつ株式の譲渡制限をする株式会社（いわゆる中小企業）といわれています（中小企業庁）。本レポートではオーソドックスな譲渡制限株式会社設立の手続についてご案内します。株式会社設立の流れは下図のようになります。



大まかにいうと以下の手順を踏むことになります。

- ① 商号の選定、事業内容の決定
- ② 発起人会による打合せ
- ③ 定款作成
- ④ 公証人役場での定款認証手続き
- ⑤ 資本金払込など
- ⑥ 株式会社設立登記申請
- ⑦ 税務申告届
- ⑧ 社会保険手続
- ⑨ 営業に必要な許認可手続き

①～⑤および⑨については行政書士、⑥については司法書士、⑦については税理士、⑧については社会保険労務士が担当することになります。

資本金について

資本金は1円からでも可能ですが、設立する「株式会社の信用」という対外的な面から考慮してある程度の保有をお勧めします。

資本金の例

建設業許可を取得することを前提とする企業	500万円
その他の事業	300万円

※一般建設業許可は500万円の自己資本または調達能力を要求されるためです。また、旧有限会社の最低資本300万円を基準として、以上のような資本金の目安をお勧めします。

なお、資本金の額により税務や経理の取扱いが異なります。例えば資本金1000万円の場合、法人住民税の均等割り額7万円が増加します。また、300万円未満は剰余金分配が禁止されます。

機関設計

株式会社では各種の機関を設置する必要があります。

① 取締役

株式会社を代表し、業務執行権限を有します。

任期は原則2年、最大10年となります。

② 取締役会（任意）

取締役で構成される合議制の機関。業務執行に関する会社の意思を決定し、業務執

行にあたる取締役の職務について監督します。設置は任意ですが取締役 3 人以上が必要となります。

③ 監査役

業務監査権限を有します。任期は 4 年となります。

④ 株主総会

株主が構成する株式会社の意思決定機関となります。

株式会社の主な機関設計パターンは以下のようになります。

① 取締役 + 株主総会

② 取締役 + 監査役 + 株主総会

③ 取締役会 + 監査役 + 株主総会

※参考 取締役会設置のメリット・デメリット

メリット

1. 取締役間の意見を反映できる
2. 通常、株主総会の決定事項を取締役会で決定できる
3. 対外的に組織的な会社という印象が残る

デメリット

1. 取締役会の招集手続きが必要
2. 業務報告義務が生じる
3. 監査役が必置となる

設立の費用

株式会社設立についての費用は以下のようになります。

公証人役場費用	印紙代	4 万円
	手数料	5 万円
登録免許税		15 万円～（資本金の額により異なります）
雑費諸費用		約 1 万円
合計目安		25 万円～

専門家にご依頼される場合は別途報酬が必要となります。行政書士（定款認証その他設立手続き 10～15 万円の傾向）、司法書士（設立登記 5～7 万円の傾向）となります。

ご用意いただくもの

印鑑証明書（代表取締役：3 通、取締役：2 通、監査役：2 通）